

1 地域の中核機関として果たすべき役割について

- ・当センターが開所して約 20 年が経過しました。法改正に伴い「児童発達支援センター」として位置づけられ、新たに相談支援事業、保育所等訪問事業が加えられ、横浜市の地域療育センターも、昨年度の「事業推進連絡協議会」の議論を経て、新たな役割が求められる段階に入っています。
- ・当センターでは、「いろは」を開設し、いち早く申し込みから速やかに相談が始まる体制作りに取り組んできました。今後も「いろは」での相談、ひろば事業、講座の充実に加え出張やセンター本体を利用したひろばの拡大や心理職による面談など初期支援体制の整備に取り組んでいきます。
- ・当センターの利用希望者の増加傾向は止まらず、通園療育枠の拡大も求められています。このような状況下、これまで行ってきたこと、培ってきたことを着実に果たしていくことを第一とし、行政機関、自立支援協議会など関係機関との連携を密にし、民間事業所とも交流を進め、地域の中核としての役割を明確にし、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向け、より良い方向を目指していきたいと考えています。
- ・これからも、療育センターとしての専門性や総合性を確保しつつ、利用者に寄り添って最適な支援を行うための、地域の要でありたいと考えています。

2 センターの支援の専門性、総合性の確保について**(1) 支援の専門性の確保について****①内外研修の保障**

- ・現在、全職員（常勤・非常勤職員）に対して、内部・外部への研修機会を与えています。また、長期かつ高額な研修などは、法人の負担により参加できるよう配慮がされています。

②人材の安定した雇用と育成

- ・専門性を維持するためには、優秀な人材を確保し、育成することが大切と考え、管理職・主任を中心にした OJT や専門情報の収集・共有に力を入れています。

(2) 支援の総合性の確保について**①部門間の情報交換と連携**

- ・支援の総合性は支援チームとしてのまとまりによって保障されるものであり、療育センターのサービスは包括的なものでなければなりません。利用児に関する情報交換は、各部門で定期的な会議が行われるだけでなく、多職種が集うチームミーティングや処遇検討会議などで情報交換を綿密に行っています。

②組織マネジメント

- ・組織運営には、その技術と経験をもった人材が必要です。利用者対応の中心的な役割は、各部署の主任が担い、センター全体を見渡す役割は、管理職（所長、園長、地域支援課長、管理課長）が担います。職員との情報交換の場として主任会議を行っており、これらの会議の意見や情報を踏まえ、全体的なマネジメントの検討がセンター管理職会議で行われています。

③地域との連携の継続・強化

- ・運営協議会をはじめ、関係機関との連絡会議等で様々にご要望やご意見をいただき、また、横浜市との療育センター連絡会や横浜市療育センター長会議にて横断的な情報共有を行っています。

3 センター運営に関する現状の主要課題について**(1) 利用者の増加にともなう支援のあり方について**

- ・地域的に人口の流入地域であり、幼児人口の増加傾向も続いています。また発達に課題のある子どもたちも依然として増加傾向にあり、相談申し込みにも減少の兆しは見えない中、療育センターは数だけでなく、多岐にわたる相談、診療ニーズに対応せざるをえない状況となっています。

(2) 通園希望者の増加とニーズの変化

- ・通園希望者が増加している中でも、家庭環境等の事情により、保育所との併行通園への希望も増加しています。多様化するニーズに対応し、通園希望者を受け入れることのできる規模の見直しや、通園日数のバリエーションなど、集団編成を再構築する必要があります。

(3) 学校支援の課題

- ・学校支援事業へは9割以上の学校から申し込みがあり訪問していますが、学校現場だけでは対応困難な要支援家庭や緊急性の高いケースの相談が増加しています。

(4) 人材の安定確保と育成

- ・各職種の安定した確保と、組織としての人材育成システムの充実が必要です。

4 今後のセンター運営の基本的な考え方、センターとして重点的に取り組む事項について

(1) 利用者の増加にともなう対応について

- ・今後は診療と併せて初期支援を充実させ、初回面談からひろば導入に加え心理相談も早期の段階で実施します。なお、初診枠については今後も従来通り利用者のニーズを見極めながら設定していきます。

(2) 通園における集団編成の再構築と巡回訪問

- ・希望者の増加とニーズの多様化に応じたクラス編成を実施するためには教室数の確保が必要であるため、事業所の増設を準備しています。
- ・保育所等との併行利用ができるように、低頻度クラスの編成を検討しています。併行通園先の保育所等には通園職員が出向き、園との連携を強化します。

(3) 学校支援のあり方

- ・学校からの依頼に応じた学校支援事業の継続に加え、学校支援担当者のみではなく地域担当SWとも協働し、個別支援の側面から学校に関わるケースも想定し、相談・支援の体制を検討してまいります。

(4) 人材の安定確保と育成

- ・法人と連携し、ひとり一人の研修研鑽機会の保障と、組織運営が行える人材の育成を行ってまいります。

5 その他（セールスポイント等）※記載は任意

- ・ひろば事業を拡大します。（出張ひろばの回数を増やす、東部センター本体での実施）
- ・ハイリスク家庭への支援を継続します（園訪問、就学支援、グループ提供、通訳の活用）

※ 本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

※ センターのあり方検討を踏まえた利用の流れの見直し（初期支援体制の整備等）についても、記載すべきことがあれば併せて記入してください。

1 職員の人材育成・研修に関する現状の課題、更に充実を図るべき事項について

・人材育成の課題・研修に関する課題

(1) 研修時間の確保

- ・昨年度の実績にもあるように、個々の専門分野の知識や技能を高めるためのひとり一人の研修・研鑽の機会は十分に準備されていると考えます。ただ、機会はあるものの日々の業務の多忙さゆえに、参加のチャンスを逸したり、学んだ知識を部内にフィードバックする時間が十分に取れない現状があるように思われます。また、日々の業務量を多くかかえる課や集団指導を行っている課に関しては、参加が難しい現状があります。

(2) マネージメント力の強化

- ・組織の一員としてチームの運営や後輩の指導の在り方など、いわゆる組織のマネージメントを体系的に学ぶ場が準備されていません。それぞれの専門的な知識や技能を有機的に活用するためには、組織運営をまとめることができる人材の育成が欠かせません。(採用試験受験者の減少、人材の退職、流出)

(3) 組織間での研修体制の構築

- ・法人が組織力向上をねらい、階層別（初任者・中堅職員・主任職員・管理職）研修を実施し、専門性向上に関しては、施設や職種別の専門部会が中心となって、人材育成のシステムは整いつつあります。
- ・地域療育センターの各専門職の研究・研修の場として組織されてきた「専門部会」では、当法人の全療育センターの職員で実施し、より広い自己研鑽の場が形成され、専門職の活動が期待されます。
- ・各部門の研修も含めて、反省をもとに研修計画の再構築が求められています。(デジタル化等)

2 今後の人材育成・研修に関する考え方、課題等をふまえて重点的に取り組む事項について

・人材育成・研修に対する方針と対策

- (1) 法人本部と連携した体系的な研修を実施します。特に、組織マネージメントの在り方を学ぶ機会を管理職や主任、ベテラン職員を対象に実施します。
- (2) 内部研修は引き続き研修委員会にて内容を吟味し、限られた時間の中で職員が自己啓発のきっかけとなるに相応しい研修を企画します。
- (3) 外部でのさまざまな勉強会や研修会、支援技術向上のための資格取得など、職員が積極的に取り組むことを奨励し、外部で自己研鑽を積むための支援を研修費用や労務管理の面での配慮をさらに積極的に行います。
- (4) 各専門職種の養成校の学生などを対象に、広く研修及び実習を受け入れ、将来の人材確保と育成に取り組めます。

1 診療に関する現状の課題について**(1) 利用申込者数の増加**

- ・児童精神科外来を3外来体制として、診療の受け入れ人数の増加に対応していますが、利用申込者がそれを上回り、利用申込から診療までの期間が依然として長期間かかっています。

(2) 学齢児の診療について

- ・近年学齢児の受診希望者が増加していますが、学齢児は学習や行動上の問題、不登校傾向等の二次的症状を生じていることが多く、幼児と比較して一人当たりの診療に時間を要し、薬物療法を含めた密な診療を要します。横浜市内外の児童精神科医療機関でも同様に学齢対応が増加しており、迅速な介入を要する子どもに対する精神科医療支援の提供が不十分である現状は、全国的な課題となっています。
- ・学齢児では読み書きの困難さを主訴とする学習障害の評価依頼が増加しています。当センターでは医師とCP、ST、OTとで効率的な評価フローを作成し運用を開始しましたが、人数の増加のため評価に時間を要しており、学校関係者との連携も十分ではありません。

(3) 早期療育科の受け入れについて

- ・多人数への支援に向けてプログラムを4か月サイクルとしましたが、その効果検証を行います。
- ・多様化する保護者ニーズへの対応、在籍園や他の児童発達支援事業所との連携を検討します。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について**(1) 一次支援との連携**

- ・横浜市方針で今後一次支援を強化しますが、診療については一次支援と密に連携することで、より適切な診断や療育的支援の件というに結び付けていきます。

(2) 診療の強化

- ・医師の確保に努め、学齢児に対する診療の強化を図ります。
- ・学校や教育委員会、各区子ども家庭支援課、児童相談所等関係機関との連携強化により、包括的な子どもへの支援を検討します。
- ・医療機関間の連携として、横浜市小児科医会との連携で、地域の小児科医による処方や身体面の評価依頼等、役割分担に向けて協議を進めます。
- ・保護者支援として、心理士による個別相談に加え、新型コロナウイルス感染症流行下で中断していた心理士による保護者懇談会などを再開し、不安解消等に向けた心理支援を強化します。
- ・学習障害については、学習指導の中心である学校教員に対して啓発活動を検討します。

(3) 早期療育科の運営

早期療育科については、現在の運営による療育効果を検討し、より効果的な短期集団療育の在り方を検討します。またグループ療育後の療育機関（通園含む）に円滑に継続できるような運営を検討していきます。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

2020年度から横浜市立大学医学部5年生の臨床実習で地域療育センターに関するWeb講義で啓発を行っています。2021年度から横浜市立大学精神医学教室の後期研修医を非常勤医師として受け入れ、児童精神科診療を行うことができる医師の育成を行っています。

(様式 15)

事業計画書（児童発達支援センター（通園部門）
の運営）

センター名

東部地域療育センター

1 児童発達支援センター（通園部門）の運営に関する現状の課題について

(1) 通園サービスの提供枠

- ・通園利用希望者は引き続き増加傾向にありますが、スペース的に教室数や受け入れ人数に限りがあり、希望者全員が入園できない状況が続いています。通園療育を必要とするお子さんが集団療育を受けることができるよう、受け入れ定員や教室数などの見直しを行う必要があります。

(2) 併行通園クラスの設置

- ・利用希望者が増加する中でも、特に保育所等と併行して利用したいという方が増え、要望に応えることができないという状況が続いています。様々なご家庭の事情から保育所と通園を併用して利用する希望はさらに増加すると思われ、低頻度の併行通園クラスを設置することは喫緊の課題となっています。

(3) 地域への支援

- ・上述のとおり、療育の必要性が高くても毎日通園に通うことが困難な家庭もあります。そうしたお子さんが通う保育所などに通園の職員が伺い、子どもの配慮点やかかわり方などを園の保育士と共有して、地域における支援を充実させていく必要があります。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

(1) 児童発達支援事業所を増設し、令和6年度の開所を目指します。その中には、今まで通園を利用することができなかったお子さんまで、対象の範囲を広げて案内できるよう検討していきます。

(2) 現在の通園クラスの枠組みの見直しを行い、併行通園クラスを設置します。保護者から利用アンケートを事前に行い、利用日数や設置クラス数などの詳細について検討をおこなっていきます。

(3) 通園の職員が地域支援を行います。現在、親子クラスの通園職員が週1日、ソーシャルワーカーに同行してお子さんが通う園への巡回訪問を開始しました。今後は併行通園先に限定せずに卒園児の在籍園や、職員の流用によって、さまざまなクラス職員が地域への支援に関われるよう検討していきます。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(1) 就学移行期の取組

- ・就学に向けた移行期には特別支援教育相談課、支援学校、個別支援学級との連携を行い、就学前に子どもの様子を実際に見ていただき、情報共有を行うなどして職員から直接引継ぎを行っています。また、保育所や民間事業所の職員との情報共有も積極的に行っています。

(2) 社会的な還元

- ・通園療育の取り組みや成果をまとめ、社会に還元を行っています。学生への講義などの教育活動や大学等の研究協力などに取り組んでいます。また、書籍やDVDなどの出版物への協力も行ってきました。

(3) 通園利用児の保護者向け勉強会の充実

- ・通園課の職員が行う勉強会だけではなく、心理や訓練科の職員などの専門的な視点からの勉強会も含め、通園を利用されている保護者には多彩な内容での保護者勉強会を提供しています。

(様式 16)

事業計画書（児童発達支援事業所の運営
（発達障害児通所支援））

センター名

東部地域療育センター

1 児童発達支援事業所の運営（発達障害児通所支援「パレット」）に関する現状の課題について

(1) 利用者ニーズの把握

多くの児童発達支援事業所の参入により、療育サービスの選択肢が増えました。今後、選ばれるサービス事業所になるためにも、利用者の療育ニーズを踏まえ、療育内容の精査や情報収集を行うことは、欠かせないものと考えています。

(2) 人材育成

家庭の養育状況や保護者のメンタル等、保護者への対応に関して配慮すべき事柄も増えてきています。保護者とのやりとりに必要な技術を習得しながら、相談に応じられるようにしていく必要があります。また、利用児童の特性等について保護者の理解を促していくため、保護者の状況を踏まえ丁寧に具体的な説明が求められています。

(3) 児童発達支援事業所の役割検討

横浜市地域療育センターが運営する事業所として、利用者の増加に伴う地域療育センターの事情を踏まえたサービスの構築が求められています。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

(1) 職員のスキルアップを目的とした研修を取り入れます。また、実践した内容については、職員間で振り返り、次に活かせるよう改善点をあげる等、日常的におこなっていきます。

(2) 職員間で保護者や家庭の状況を共有し、中堅職員は新人職員に対して助言をおこなう等して、職員の技術向上に努めます。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

- ・東部地域療育センター児童発達支援事業所「パレット」では、『子どもへの療育の提供』とともに子育て支援として『保護者が知るべき知識と工夫を学ぶ機会の提供』を行っています。
- ・児の所属する保育所・幼稚園との連携も重視し、年1回の担当者による巡回のみだけでなく、所属園の担任職員に対する見学会も開催しています。

1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する現状の課題について

- (1) 学校支援事業は、従来、各校のニーズに応じて訪問していました。ファクスや電話などの方法で、その都度、申し込みに対応していましたが、担当者により、回数や内容に偏りが見られました。また学校から求められる訪問時の相談項目も多岐にわたり、より対応力が求められるようになりました。
- (2) 保育所・幼稚園の巡回訪問は、保育所の数の増加に伴い障害児の就園先もますます増加しているため、相談への高いニーズは継続しています。中でも療育センター利用児ではないケースへの相談ニーズは依然として高くなっています。
- (3) 地域に児童発達支援事業所が増え、当センターと併行して利用するケースが多くなっているため、療育内容等の情報共有が必要になっています。
- (4) 相談ルーム「いろは」の開所に伴い、初回面談やひろば事業が開始でき、一定の成果を上げていますが一方で、支援が必要だが通所できないといった利用者に対して対応が求められています。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

- (1) 学校支援のシステムの充実を目指します。申し込み方法をファクスに統一し、時期を決めたことにより回数を安定させることができました。複雑化する相談については、地区担当 SW と協力しながらケースカンファレンスの出席等を通じて、情報交換に努め速やかな対応を目指します。
- (2) 対象園からの訪問へのニーズは、高まり続けている現状があるため、従来の巡回と併せて保育所等訪問事業、園支援チームでの巡回を実施していきます。
- (3) 地域の児童発達支援事業所を利用する方が増加しているため、今後も連携は必須となってきます。当センターでは区役所主催の会議に出席する他、電話、訪問、見学等で顔の見える関係作りに努めています。
- (4) 相談ルーム「いろは」を活用していきます。初診や集団療育待機の利用者あるいは地域の保育所・幼稚園に対し、ひろば事業、懇談会、講座、研修などの有効なアプローチが展開できるように取り組みます。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

- ・ 地域支援の充実を目指しています。従来の巡回は年 1 回を確保し、それ以外に保育所等訪問支援事業、通園職員による訪問、園支援チーム（SW、指導員、心理）による訪問を実施し多層的な巡回を行っています。
- ・ 初診前の不安軽減のために開設した「いろは」を活用すべく「ひろば」や面談の基本事業以外に養育に対するハイリスク家庭の支援を行っています。参加の緩やかなグループや就学の相談も行っています。
- ・ 六角橋地域ケアプラザと協働し出張してひろば事業を行っています。
- ・ 地域保育所・幼稚園向けの要配慮児研修を毎年実施し、延べ 355 名の参加者がありました。パレットの場所も活用しグループワークも実施しました。オンラインでも実施しています。

1 相談支援（相談業務）に関する現状の課題について

- ・申し込み数の増加により SW の担当件数が多くなり相談内容、業務内容も多岐にわたり複雑化しているためより広範囲な対応力が必要となっています。
- ・要支援家庭が増加し家族ぐるみの支援が必要となり関係機関連携がより重要になってきています。また外国籍の方の申し込みが増加し利用についての案内が難しいケースが多くなってきています。

2 今後の相談支援（相談業務）の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

- ・計画相談の拡大に限らず、利用者が適切に児童発達支援を利用できる事を推進します。そのために、個別支援会議、関係者会議等を通して地域の児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の把握を行い、関係づくりを進めていきます。
- ・地域の児童発達支援事業所に対して相談支援の重要性や療育センターの理解を高め、併せてお子さんの支援内容をより深く共通認識していくことを行います。事務作業については引き続き効率化と正確性を心がけていきます。

3 障害児相談支援に関する現状の課題について

- ・対象となる利用者が多く、かつ契約モニタリングがすべて同時期となり、限定された期間は事務作業に追われる現状となっています。
- ・相談支援として計画を立てた上での支援開始ではなく、利用者と児童発達支援事業所間での話し合いで利用決定がなされ、計画相談は事務手続き上の追認となってしまうことがみられます。
- ・東部地域療育センター担当地域周辺では児童発達支援事業所の数も多く、一人で複数利用している方も多いため事務作業はより複雑となっています。

4 今後の障害児相談支援の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

- ・利用者が児童発達支援事業所を適切に利用できるように分かりやすい案内に努めます。また地域の児童発達支援事業所との連携を図り関係づくりを推進します。
- ・自立支援協議会や日々の業務を通じて関係機関との繋がりを深めていきます。計画相談の事務作業については「いろは」と協働しながら効率的に進めていきます。

5 その他（セールスポイント等）※記載は任意

- ・「いろは」が相談支援事業所として有効に機能しています。計画相談事務について東部地域療育センター本体と連携しながらスピーディーに動いています。

（令和6年度以降に、センターにおいて独自に取り組む予定の自主事業等（地域ニーズ対応事業を含む）がある場合は記載してください。） ※記載は任意

1 自主事業等の概要及びその基本的考え方について

東部センターでは、平成23年度より利用者増加に向けた取り組みを重点課題とし、また、センター利用者の増加に伴い、個々のニーズが多様になったことから学齢児支援にも力点を置き、下記の取り組みを行います。

(1) 初診待機解消モデル事業

初診待機期間の短縮を目標に、学齢児初診枠を設定します。設定枠数は申し込み数の状況により柔軟に設けます。

(2) 地域ニーズ対応事業

① 学習障害児に対する学校支援

読み書きに困難のある児童が合理的配慮を受けながら授業に参加できるように助言します。

2 自主事業等の具体的な内容（実施時期・頻度、対象者、担当職員、経費・財源等）について

(1) 初診待機解消モデル事業

学齢児の初診専用枠を設定し学齢児の待機期間を短縮します。

実施時期：1年間（予算に基づく）、対象者：原則学齢児、

担当職員：非常勤医師1名、非常勤ソーシャルワーカー1名、非常勤臨床心理士1名

経費：500万円（非常勤職員の雇用費）

(2) 地域ニーズ対応事業

・ 学習障害児に対する学校支援

読み書きに困難のある学齢児の所属する学校を訪問し、評価の結果説明及び助言を行う。

実施機関：1年間（予算に基づく） 対象者：読み書き障害のある学齢児、

担当職員：非常勤言語聴覚士1名、非常勤作業療法士1名

経費：200万（非常勤職員の雇用費）

収支計画書(収支見込)

1 令和6年度から令和10年度までの収支見込

(千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備 考
収 入	市からの指定管理料	493,500	497,000	501,000	505,000	508,000	
	診療所収入	65,000	65,000	65,500	66,000	66,000	
	児童発達支援等収入	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	障害児相談支援、保育所等訪問支援の収入を含む
	その他収入	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	利用者外給食収入
	計	714,900	718,400	722,900	727,400	730,400	
支 出	人件費	567,408	570,400	573,400	576,400	579,000	
	事業費	12,200	12,200	12,200	12,200	12,200	
	管理費	91,700	91,700	91,700	91,700	91,700	
	事務費等	10,840	10,840	10,840	10,840	10,840	
	その他の支出	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	利用者外給食費
	計	684,528	687,520	690,520	693,520	696,120	
差 引 (剰余金)		30,372	30,880	32,380	33,880	34,280	

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

2 経費節減に関する取組について

- ①委託業者(施設管理、清掃、給食、通園バス等)の選定と契約内容の見直しを行い、無駄のない運用とする。
- ②備品、消耗品購入及び修繕などの際は、価格、保守等、条件が整うまで検討を重ねる。
- ③備品及び施設設備に関してはメンテナンスを施しながら、長期間保てるように職員に周知を行う。
- ④固定費(光熱費、通信費)の見直しを行う。価格及びサービス内容の吟味等、情報収集し、選択する。
- ⑤照明および消防設備の誘導灯等、LED化を実施する。
- ⑥給食食材の無駄をなくす。(利用児の欠席の際は、職員が代食を行い、料金を徴収する。)
- ⑦職員の仕事の効率化を図り、サービスの質を確保しながら、時間外を削減する。
- ⑧エアコン、照明、パソコン、エレベーター等、使用のない時間帯は節電を実施する。

3 その他(補足説明等) ※記載は任意

※本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和 6年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	493,500	
	診療所収入	65,000	
	児童発達支援等収入	154,000	
	その他収入	2,400	
	計	714,900	
支 出	人件費	567,408	
	常勤職員人件費	503,408	
	非常勤医師人件費	22,000	
	非常勤職員人件費	42,000	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	12,200	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	91,700	
	光熱水費、電話代、燃料費	20,770	
	建物、設備等保守点検委託費	13,900	
	建物、設備等修繕料	6,600	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	39,000	
	その他物品リース料等	11,430	
	事務費等	10,840	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	その他の支出	2,380	利用者外給食費
計	684,528		
差 引 (剰余金)		30,372	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

新規児童発達支援事業所の開設に伴う人件費、利用料収入を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和 7年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	497,000	
	診療所収入	65,000	
	児童発達支援等収入	154,000	
	その他収入	2,400	
	計	718,400	
支 出	人件費	570,400	
	常勤職員人件費	506,400	
	非常勤医師人件費	22,000	
	非常勤職員人件費	42,000	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	12,200	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	91,700	
	光熱水費、電話代、燃料費	20,770	
	建物、設備等保守点検委託費	13,900	
	建物、設備等修繕料	6,600	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	39,000	
	その他物品リース料等	11,430	
	事務費等	10,840	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	その他の支出	2,380	利用者外給食費
計	687,520		
差 引 (剰余金)		30,880	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

新規児童発達支援事業所の開設に伴う人件費、利用料収入を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和 8年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	501,000	
	診療所収入	65,500	
	児童発達支援等収入	154,000	
	その他収入	2,400	
	計	722,900	
支 出	人件費	573,400	
	常勤職員人件費	509,400	
	非常勤医師人件費	22,000	
	非常勤職員人件費	42,000	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	12,200	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	91,700	
	光熱水費、電話代、燃料費	20,770	
	建物、設備等保守点検委託費	13,900	
	建物、設備等修繕料	6,600	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	39,000	
	その他物品リース料等	11,430	
	事務費等	10,840	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	その他の支出	2,380	利用者外給食費
計	690,520		
差 引 (剰余金)		32,380	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

新規児童発達支援事業所の開設に伴う人件費、利用料収入を見込んでいます。

- ※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。
 ※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。
 ※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和 9年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	505,000	
	診療所収入	66,000	
	児童発達支援等収入	154,000	
	その他収入	2,400	
	計	727,400	
支 出	人件費	576,400	
	常勤職員人件費	512,400	
	非常勤医師人件費	22,000	
	非常勤職員人件費	42,000	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	12,200	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	91,700	
	光熱水費、電話代、燃料費	20,770	
	建物、設備等保守点検委託費	13,900	
	建物、設備等修繕料	6,600	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	39,000	
	その他物品リース料等	11,430	
	事務費等	10,840	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	その他の支出	2,380	利用者外給食費
計	693,520		
差 引 (剰余金)		33,880	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

新規児童発達支援事業所の開設に伴う人件費、利用料収入を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和10年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	508,000	
	診療所収入	66,000	
	児童発達支援等収入	154,000	
	その他収入	2,400	
	計	730,400	
支 出	人件費	579,000	
	常勤職員人件費	515,000	
	非常勤医師人件費	22,000	
	非常勤職員人件費	42,000	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	12,200	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	91,700	
	光熱水費、電話代、燃料費	20,770	
	建物、設備等保守点検委託費	13,900	
	建物、設備等修繕料	6,600	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	39,000	
	その他物品リース料等	11,430	
	事務費等	10,840	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	その他の支出	2,380	利用者外給食費
	計	696,120	
差 引 (剰余金)		34,280	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

新規児童発達支援事業所の開設に伴う人件費、利用料収入を見込んでいます。

- ※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。
 ※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。
 ※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。